

平成17年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成17年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成18年2月14日

東京都監査委員	権	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

# 目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	補助金等交付団体別監査結果	1 1
	東京納税貯蓄組合総連合会	1 3
	喜多見東土地区画整理組合ほか 8 団体	1 6
	財団法人日本オペラ振興会ほか 1 団体	2 0
	ヘブンアーティスト運営実行委員会	2 3
	学校法人 9 0 団体	2 5
	財団法人東京都中小企業振興公社	4 1
	東京商工会議所ほか 9 団体	5 7
	財団法人東京交通安全協会	6 3
	株式会社ビーシーエスほか 2 団体	6 5
	東京都漁業協同組合連合会	6 8
	大島町	7 5
	昭和病院組合ほか 4 団体	7 7
	東京都弁護士国民健康保険組合ほか 4 団体	8 5
	社会福祉法人河辺保育園ほか 5 2 団体	9 1
	財団法人空港環境整備協会	1 6 8
	東京消防庁職員互助組合	1 7 1
	財団法人東京消防協会	1 7 4
	社団法人東京都教職員互助会	1 7 6
	東京多摩青果株式会社	1 8 5
	財団法人根津美術館ほか 4 団体	1 8 9
	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	1 9 7
	日本赤十字社	2 0 4
	社会福祉法人コメントほか 2 団体	2 1 2
	学校法人東京女子医科大学ほか 2 団体	2 1 8

<b>第3</b>	<b>出資団体別監査結果</b> .....	233
	財団法人東京都環境整備公社 .....	235
	東京熱供給株式会社 .....	245
	東京臨海熱供給株式会社 .....	257
	東京地下鉄株式会社 .....	268
	株式会社東京交通会館 .....	288
	日本自動車ターミナル株式会社 .....	300
	東京都住宅供給公社 .....	310
	財団法人東京都保健医療公社 .....	335
	財団法人東京都生涯学習文化財団 .....	383
	財団法人東京しごと財団 .....	407
	財団法人東京税務協会 .....	420
	財団法人東京都島しょ振興公社 .....	435
	財団法人東京都人権啓発センター .....	448
<b>第4</b>	<b>公の施設管理受託団体別監査結果</b> .....	463
	財団法人東京都中小企業振興公社 .....	41
	東京都住宅供給公社 .....	310
	社団法人東京都生涯学習文化財団 .....	383
	財団法人東京都しごと財団 .....	407
	財団法人東京都人権啓発センター .....	448
	財団法人東京都公園協会 .....	465
<b>第5</b>	<b>団体索引</b> .....	480

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金等を交付している団体について、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①**補助金等交付団体**（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を行っている団体）、②**出資団体**（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体）、③**公の施設の管理受託団体**（地方自治法第244条に規定する公の施設の管理を受託している団体）等である。

また併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

### 2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、**補助金等交付団体201団体**（うち1団体は公の施設の管理を受託している。）、**出資団体13団体**（うち4団体は公の施設の管理を受託している。）及び**公の施設の管理受託団体1団体**である。

（表3及び「第5 団体索引」参照）

（表1）監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率 (%)
補助金等交付団体	2,763	201	7
出 資 団 体	50	13	26
公の施設の管理受託団体	(33) 5	(6) 1	(18) 20
合 計	2,818	215	8

- （注）1 （ ）書きは補助金等交付団体及び出資団体との重複分を含めた団体数及び実施率である。  
2 出資団体である財団法人東京都保健医療公社に対する監査において、監査の基礎となる調査の一部を監査法人に委託した。

### 3 監査期間

平成17年9月5日から平成18年2月1日まで

（ただし、大島町及び大島町商工会は平成17年7月に実施）

#### 4 監査対象範囲

原則として、平成15年度及び平成16年度の事業を対象に実施した。

#### 5 監査の観点

監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

区 分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助事業等は目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。</li><li>・補助金等に係る会計経理及び工事は適正に行われているか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助事業等に関する指導監督は適切に行われているか。</li><li>・補助金等交付の方法及び時期は適切か。</li></ul>
出資団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体は出資目的に沿って適切に運営されているか。</li><li>・事業は費用対効果に配慮して適切に執行されているか。</li><li>・会計経理及び工事・財産の管理は適正に行われているか。</li><li>・団体が直面する経営課題や今後の事業へのリスク要因を適切に把握しているか。</li><li>・財務事務に関する内部統制は適切に機能しているか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体に対する指導監督は適切に行われているか。</li></ul>
公の施設の 管理受託団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・公の施設の管理は目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。</li><li>・委託金に係る会計経理は適正に行われているか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公の施設の管理に関する指導監督は適切に行われているか。</li><li>・委託金の額及び支払時期は適切か。</li></ul>

#### 6 監査結果の概要

##### (1) 総括

今回の監査の結果、事業の見直しを行うべきものや事務処理を是正・改善すべきものなどが認められたので、表3のとおり、18団体及び4局に対し、合計で**32件の指摘及び8件の意見・要望**を行った。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業、出資団体の事業及び公の施設の管理受託団体の受託事業は、その目的に沿って概ね適切に行われている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

区分	指摘事項				意見・ 要望事項	
	団体	局	共通	計		
補助金等 交付団体	東京納税貯蓄組合総連合会					
	喜多見東土地区画整理組合ほか8団体					
	財団法人日本オペラ振興会ほか1団体			1	1	
	ヘブンアーティスト運営実行委員会					
	学校法人90団体	2			2	2
	財団法人東京都中小企業振興公社(*)			2	2	
	東京商工会議所ほか9団体					
	財団法人東京交通安全協会					
	株式会社ビーシーエスほか2団体					
	東京都漁業協同組合連合会			1	1	
	大島町					
	昭和病院組合ほか4団体					
	東京都弁護士国民健康保険組合ほか4団体	1			1	
	社会福祉法人河辺保育園ほか52団体			1	1	1
	財団法人空港環境整備協会					
	東京消防庁職員互助組合					
	財団法人東京消防協会	1			1	
	社団法人東京都教職員互助会	2			2	
	東京多摩青果株式会社					
	財団法人根津美術館ほか4団体					
財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団						
日本赤十字社						
社会福祉法人コメントほか2団体						
学校法人東京女子医科大学ほか2団体			1	1	1	
補助金等交付団体計(201団体)	6	0	6	12	4	
出資 団体	財団法人東京都環境整備公社					
	東京熱供給株式会社					
	東京臨海熱供給株式会社					
	東京地下鉄株式会社	3			3	1
	株式会社東京交通会館					
	日本自動車ターミナル株式会社					
	東京都住宅供給公社(*)	6			6	
	財団法人東京都保健医療公社	3	2		5	2
	財団法人東京都生涯学習文化財団(*)					
	財団法人東京しごと財団(*)					
	財団法人東京税務協会					
財団法人東京都島しょ振興公社	2			2		
財団法人東京都人権啓発センター(*)		1		1		
出資団体計(13団体)	14	3	0	17	3	
受託の 施設 の 管理	財団法人東京都中小企業振興公社	1			1	1
	財団法人東京都公園協会					
	東京都住宅供給公社					
	財団法人東京都生涯学習文化財団	1			1	
	財団法人東京しごと財団					
	財団法人東京都人権啓発センター			1	1	
公の施設の管理受託団体計(6団体)	2	0	1	3	1	
合計	22	3	7	32	8	

(注) 1 指摘事項…是正・改善を求めるもの 意見・要望事項…改善について検討を求めるもの  
2 (\*)を付した団体は公の施設の管理受託団体と重複する団体である。

## (2) 補助金等交付団体の監査結果

補助金等交付団体に行った指摘は、表4のとおり、事務処理の是正・改善を求めたものや事業の見直しを求めたものなど、合計12件である。また、意見・要望は4件である。

(表4) 補助金等交付団体への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	1 2 件	掲 載 ページ
事務処理の是正・改善を求めたもの	7 件	
補助金に係る会計処理を適正に行うべきもの 【財団法人日本オペラ振興会、生活文化局】		2 2
給与規程を整備し、通勤手当の支出を適切に行うべきもの【学校法人守屋教育学園】		3 4
会計処理を適正に行うべきもの【学校法人丹尾学園、学校法人自由学園】		3 4
補助事業に係る事務処理を適正に行うべきもの 【財団法人東京都中小企業振興公社、産業労働局】		5 3
補助事業経費の執行を適正に行うとともに、適切に指導すべきもの 【東京都漁業協同組合連合会、産業労働局】		7 4
保険料の滞納整理事務を適正に行うべきもの【東京都弁護士国民健康保険組合】		8 9
減価償却費に係る補助対象経費の計上を適切に行うべきもの 【学校法人東京医科大学、学校法人東京女子医科大学、福祉保健局】		2 2 3
事業の見直しを求めたもの	1 件	
給食業務のあり方について検討すべきもの【財団法人東京消防協会】		1 7 5
資産の活用に関するもの	2 件	
より効果的な資金の運用を行うべきもの【社団法人東京都教職員互助会】		1 7 8
土地について利用方針を定め、速やかに活用すべきもの 【社団法人東京都教職員互助会】		1 7 8
補助金の返還を求めたもの	2 件	
業務委託契約に係る事務処理を適正に行うとともに、過払分に係る補助金の返還を 求めるべきもの【財団法人東京都中小企業振興公社、産業労働局】		5 5
過大に交付された補助金を返還すべきもの 【社会福祉法人河辺保育園、福祉保健局】		1 0 6
意 見 ・ 要 望 事 項	4 件	
私立学校における本務事務職員の認定方法が明確になるよう検討すべきもの 【生活文化局】		3 5
給与規程等に定めのない手当等の支出について、学校法人に対する指導を一層徹底 すべきもの【生活文化局】		3 6
良好な施設整備のために、法人に対する実効性のある調査・指導等について検討す べきもの【福祉保健局】		1 0 7
救命救急センターの運営について【学校法人東京女子医科大学】		2 2 4



主な監査結果の要旨は次のとおりである。

○給食業務のあり方について検討すべきもの

【指摘事項】(p. 175)

単身待機宿舎における給食事業については、外食産業の普及などにより、提供数が減少している。給食に従事する職員の配置は、規模縮小が図られており、宿舎の改築の際は、簡単な自炊用のキッチンを各室に取付けることも行われている。また、給食提供数とは関係なく職員の退職により給食提供を廃止している宿舎もあるなど、給食事業全体として非効率なものとなっている状況が認められた。

(財団法人東京消防協会)

○土地について利用方針を定め、速やかに活用すべきもの

【指摘事項】(p. 178)

東京都教職員互助会三楽病院が神奈川県葉山町に所有する土地(661.65㎡)は、病院職員の厚生施設用地であったが、昭和51年に老朽化のため施設を解体した。その後、厚生施設の再建は行われず、財政的理由や交通の制限などのため、約30年にわたり活用していない。

(社団法人東京都教職員互助会)

○私立学校における本務事務職員の認定方法が明確になるよう検討すべきもの

【意見・要望事項】(p. 35)

私立学校経常費補助金の算定基礎となる本務事務職員は、補助金交付要綱では、正規の職員として雇用された者で、学校に常時勤務し、学校の事務に従事する者となっている。しかしながら、法人本部の職員として辞令交付を受けて法人本部に勤務している職員を、学校の職員として申請している学校法人が認められるなど、「学校に常時勤務する」についての取扱いが不明確となっている。

(生活文化局)

○良好な施設整備のために、法人に対する実効性のある調査・指導等について検討すべきもの 【意見・要望事項】(p. 107)

特別養護老人ホーム等の施設整備に当たっては、補助金を交付する立場から、局が行う調査・指導等は、施設が良好に建設されているか、施設の維持管理に支障がないか、などの観点を踏まえて行う必要がある。

しかしながら、施設の状況及び工事関係の書類を見たところ、建築基準法等には適合しているが、施設の構造等に適切でない事例が認められた。これらの防止には、補助金の交付を受けている法人等が、責任を持って設計及び施工等を実施することはもとより、局も、法人に対する適切な指導等を行う必要がある。

(福祉保健局)

○救命救急センターの運営について 【意見・要望事項】(p. 224)

救命救急センターは、いつでも、救命救急医療を必要とする患者を受け入れられるよう、常に診療体制と空床を確保しておくことが求められている。

ところで、東京女子医科大学病院救命救急センターの運営について見たところ、①救命救急センターの診療体制については、本来、救命救急医療に用いるべき医療スタッフ及び病床が、初期及び二次救急医療に用いられていること、②空床については、より積極的に後方転送を行うことで、さらに確保できることが認められた。

病院は、救命救急センターにおける診療体制の充実と空床の確保について、より一層努力する必要がある。

(学校法人東京女子医科大学)

### (3) 出資団体の監査結果

出資団体に行った指摘は、表5のとおり、事務処理の是正・改善を求めたものなど、合計17件である。また、意見・要望は3件である。

(表5) 出資団体への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	17件	掲 載 ページ
事務処理の是正・改善を求めたもの	16件	
支給品の運搬費の積算を適正に行うとともに、再発防止に万全を期すべきもの 【東京地下鉄株式会社】		270
金属製建具工事の積算を適正に行うべきもの 【東京地下鉄株式会社】		270
真空配管工事に伴う配管材料の単価設定を適正に行うべきもの 【東京地下鉄株式会社】		270
入金伝票の保管を適正に行うとともに集会所使用料徴収における体制の整備を図るべきもの 【東京都住宅供給公社】		314
集会所の管理を適切に行うべきもの 【東京都住宅供給公社】		314
契約規程に基づいた物品の購入を行うべきもの 【東京都住宅供給公社】		315
下水道取付管補修工の単価設定を適正に行うべきもの 【東京都住宅供給公社】		315
硬質塩化ビニル有孔管の公社材料単価を適正に設定すべきもの 【東京都住宅供給公社】		316
契約手続、資産の計上を適正に行うべきもの 【財団法人東京都保健医療公社】		337
委託契約を適切に行うべきもの 【財団法人東京都保健医療公社】		338
固定資産の管理を適切に行うべきもの 【財団法人東京都保健医療公社】		338
運営費補助金の交付決定及び額の確定を交付要綱に基づいて行い、補助事業の効率的かつ効果的な執行に資するべきもの 【福祉保健局】		339
公社は、貯蔵品の計上範囲を統一し、また、局は、公社を適切に指導すべきもの 【財団法人東京都保健医療公社、福祉保健局】		342
補助金の額の確定を適正に行うべきもの 【財団法人東京都島しょ振興公社】		437
売上金の管理を適正に行うべきもの 【財団法人東京都島しょ振興公社】		438
補助金交付の事務手続を適正に行うべきもの 【総務局】		450
その他	1件	
視覚障害者誘導用ブロックの設置について必要な措置を講じるべきもの 【東京都住宅供給公社】		316
<b>意 見 ・ 要 望 事 項</b>	<b>3件</b>	
建設発生土の有効活用等を促進するため、自由処分について見直しすべきもの 【東京地下鉄株式会社】		271
職員住宅の借上戸数について、その必要性を十分に検討し借り上げるべきもの 【財団法人東京都保健医療公社】		342
ウェルネスエイジ60事業の今後のあり方について早急に見直しを検討すべきもの 【福祉保健局】		343

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

○支給品の運搬費の積算を適正に行うとともに、再発防止に万全を期すべきもの  
【指摘事項】(p. 270)

経年劣化した木まくらぎを防振用PCまくらぎに改良する際の、コンクリート道床防振まくらぎ敷設における運搬費の積算について見ると、支給品(PCまくらぎ、バラスト)の積込は人力補助により行われているが、これに係る延べ人員の計算を誤って7倍の費用を計上している。

このため、積算額約1,531万円が過大なものとなっている。

(東京地下鉄株式会社)

○運営費補助金の交付決定及び額の確定を交付要綱に基づいて行い、補助事業の効率的かつ効果的な執行に資するべきもの  
【指摘事項】(p. 339)

東京都保健医療公社運営費補助金について見たところ、補助金交付要綱で交付の対象経費は補助事項ごとに積算するとしているにもかかわらず、局は、公社の収支不足額を補助金として補てんしている。そのため、補助金の実績等が明らかでなく、地域医療の推進を目的とした補助事業が効率的かつ効果的に行われているか判断できない。

(福祉保健局)

○視覚障害者誘導用ブロックの設置について必要な措置を講じるべきもの  
【指摘事項】(p. 316)

外構工事における視覚障害者誘導用ブロックの設置状況について見ると、東京都福祉のまちづくり条例整備基準に適合していない箇所や、障害者の安全な利用が阻害されている箇所等が認められた。

(東京都住宅供給公社)

#### (4) 公の施設の管理受託団体の監査結果

表6のとおり、公の施設の管理受託団体に行った指摘は3件、意見・要望は1件である。

(表6) 公の施設の管理受託団体への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	3 件	掲 載 ペー ジ
産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの 【財団法人東京都中小企業振興公社】		5 3
物品管理事務を適正に行うべきもの 【財団法人東京都生涯学習文化財団】		3 8 6
物品の管理事務を適正に行うべきもの【財団法人東京都人権啓発センター、総務局】		4 5 0
意 見 ・ 要 望 事 項	1 件	
毒物・劇物の統一的な取扱基準の作成を検討すべきもの 【産業労働局】		5 6

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

#### ○産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの 【指摘事項】(p. 53)

- 食品技術センターにおける「廃液・廃棄物処理委託」契約について見たところ、
- ① 公社は、契約に当たって、収集運搬及び中間処分について、契約業者が適法な許可を有しているかを確認していない、
  - ② 公社は、契約業者に中間処分を委託しているが、この業者は中間処分業者の適法な許可を有していない、
  - ③ 公社が契約業者から受領した産業廃棄物管理票には、最終処分を行った場所の記載がない、
- など、不適正な事例が認められた。

(財団法人東京都中小企業振興公社)